

施設等利用給付認定変更申請書兼認定内容変更届

記入例

多賀城市長 殿

多賀城市長 殿

関係書類を添えて

～提出期限及び提出方法～

変更が生じる日の属する月の前月の20日まで、施設を経由せず、多賀城市保健福祉部保育課(多賀城市役所1階)に直接提出してください。  
提出期限をすぎて提出された場合、翌々月からの変更となる場合があります。

施設・事業者に提供することがあること  
集することがあること ③申請内容が

申請(届出)年月日	令和 3 年 10 月 15 日		
認定保護者	住所	〒 985-0853 多賀城市中央二丁目〇-〇	
	ふりがな氏名	たがじょう いちろう 多賀城 一郎	生年月日 (S)・H 〇 年 〇 月 〇 日
認定児童	ふりがな氏名	たがじょう たろう 多賀城 太郎	生年 (H)・R 28年 5月 16日
	ふりがな氏名	利用 〇〇〇幼稚園	
認定内容の変更		<input type="checkbox"/> 現在の認定区分が第1号で、第2号又は第3号への変更を申請する。⇒2及び3(3)を記入 <input type="checkbox"/> 現在の認定区分が第2号又は第3号で、第1号への変更を申請する。⇒2を記入	

2. 施設等利用給付認定の変更月 11 月から変更 (転入の場合: 月 日に転入)

3. 変更内容 (該当する)

～変更月について～  
変更を希望する月を記載してください(申請(届出)年月日の月よりも後の月としてください)。遡及しての変更は行えません。

(1) 住所変更【令和】

〒

～変更内容について～  
変更箇所の番号を○で囲み、変更する箇所のみ記入してください。  
住所変更で、市外転出の場合は、施設等利用給付認定取消届を提出してください。施設の利用を継続したまま、他市町村へ転出する場合は、転出先の市町村で申請が必要です。申請内容等は転出先の市町村へ確認してください。

※1. 第3号認定の場合…婚姻等により同居する者が、本年1月1日及び前年1月1日の住所が現住所と異なる市町村の場合は、お住まいだった市町村で発行される本年(前年)1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額が分かる書類(非課税証明書など)を添付願います。

(3) 保育を必要とする事由 ※2

就労	雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> 自営 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> 自営 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	事業所	名称: 株式会社〇〇〇 住所: 〇〇市…… 連絡先: 〇〇〇 - 〇〇〇 - ……	名称: : △△株式会社 住所: △△市…… 連絡先: △△△ - △△△ - ……
	就労日数	1か月平均: 20 日	1か月平均: 20 日
	就労時間	1日平均: 8 時間	
	育休	年 月 日まで	
その他保育の必要事由の変更	<input type="checkbox"/> 病気 (診断名: ) <input type="checkbox"/> 心身障害 (障害名: ) <input type="checkbox"/> 看護・介護 (だれの: ) <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 就労予定 <input type="checkbox"/> その他 ( )		就労: 就労証明書(自営・親族経営の場合は別途書類が必要) 病気・心身障害: 療養期間が記載された医師の診断書など 看護・介護: 看護・介護を必要とする方の医師の診断書や障害者手帳の写し 就学: 在学証明書、通学期間が分かる書類 求職活動: 就労予定申立書 妊娠・出産: 出産予定日が記載された母子手帳の写し 育児休業(既に施設利用中の児童のみ): 育児休業期間が記載された就労証明書 (育児休業期間が1歳に到達するまでの場合のみ)
			<input type="checkbox"/> その他 ( )

※2. 保育を必要とする事由を証明する書類を添付してください(就労証明書、就労予定申立書、診断書など)。

(4) その他(就学・障害者手帳発行、氏名変更、連絡先変更等)

令和3年12月15日に〇〇〇幼稚園から△△幼稚園に転園